

29農振第2991号
平成30年3月30日

北海道知事 殿

農林水産省農村振興局長

「農地法関係事務処理要領の制定について」の一部改正について

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)により、農地法(昭和27年法律第229号)附則第2項第1号又は第3号に基づく4haを超える農地転用に係る農林水産大臣との協議については、手続の簡素化を図るため、同一の事業目的のために複数回に分けて農地転用許可を行う場合には、過去の協議において既に提出した添付資料の提出を不要とする措置を講じることとされたことから、「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、これに御留意の上、制度の適正な運用をお願いします。

なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知願いたい。

○農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 農地又は採草放牧地の転用の関係</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 法附則第2項の規定による協議の手続</p> <p>(1) 都道府県知事等の処理</p> <p>ア 都道府県知事等は、法附則第2項の規定により地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に協議しようとするときは、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可申請又は法第4条第8項若しくは第5条第4項の協議に係る事業の概要、許可申請書又は協議書の記載事項等につき検討した上で様式例第4号の7による概要書を作成し、これに必要な資料等を添付し、速やかに地方農政局長等に提出する。</p> <p><u>ただし、都道府県知事等が法附則第2項第1号又は第3号の規定による協議を複数回に分けて行う場合は、既に行われた協議において提出した資料の提出は省略できるものとする。</u></p> <p>イ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>4～7 （略）</p> <p>第5～第16 （略）</p>	<p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 農地又は採草放牧地の転用の関係</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 法附則第2項の規定による協議の手続</p> <p>(1) 都道府県知事等の処理</p> <p>ア 都道府県知事等は、法附則第2項の規定により地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に協議しようとするときは、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可申請又は法第4条第8項若しくは第5条第4項の協議に係る事業の概要、許可申請書又は協議書の記載事項等につき検討した上で様式例第4号の7による概要書を作成し、これに必要な資料等を添付し、速やかに地方農政局長等に提出する。</p> <p>イ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>4～7 （略）</p> <p>第5～第16 （略）</p>

附 則

この通知は、平成30年3月30日から施行する。